

非常勤裁判官シンポジウム 実施報告



弁護士任官推進委員会委員 川 義郎 (56期)

1 概要

2008年9月19日午後6時より弁護士会館502号室にて、非常勤裁判官シンポジウムが実施された。

弁護士任官推進委員会の委員から非常勤裁判官制度の趣旨及び2009年10月期採用の非常勤裁判官の説明がなされた後、藤谷護人会員(44期。東京地裁民事調停官)、金井重彦会員(36期。東京家裁家事調停官)及び金澄道子会員(44期。元東京家裁家事調停官)の3名に、非常勤裁判官としての経験について、それぞれご発言いただいた。

2 発言の要旨

いずれの方も、積極的に調停に参加することにより調停の活性化に資することができたことについては共通していた。また、希望する裁判所に配属されたという点でも共通していた。

民事調停官については、1日の事件数が0～4件程度であったため、全件立会いを行っていたということであるが、家事調停官については、午前中だけで7、8件あったことから全件立会いは不可能であり、必要なものを選んで立ち会った、とのことであった。なお、家裁においても、裁判所からは「全件立会いに近づきたい」との意向があり、積極的に立会いを行っていた。

非常勤裁判官のやりがいについては、「困難であったが新鮮な経験であった」「チームとして案件を解決する楽しみがあった」など、肯定的な意見で共通していた。

特に、「調停では当事者を呼ぶことにより実質的には証人尋問を行うのと同様の機会があり、また心証開示を行うこともあったことから、調停官としての達成感は代理人としての達成感とは別のものであった」という意見があった。また、「裁判所の考え方に触れることで弁護士としてのスキル向上に役立った」という意見もあった。

調停委員との関係についても、「当初は立会いについての抵抗があったようである」という意見も見られたが、最終的には、調停官制度が普及することにより、調停官と調停委員がお互い尊重し合うという感覚ができてきたという点で共通していた。

常勤裁判官との関係では、「常勤裁判官への任官の意思はそれほど必要とされていないのではないか」という意見や、「常勤裁判官への任官を考えて任官してみるという制度としては悪くないのではないか」という意見があった。

また、「弁護士の裁判官任官制度は、双方がお互いを知ることによって全体として司法が円滑に回るという点で重要だと思う」との意見が出された。

報酬については、現状(1日当たり3万円強)では低いという点では共通しており、若干の上積みを求めてもよいのではないか、という意見があった。

3 まとめ

総じて、非常勤裁判官の経験が有意義だったという点では共通していた。

今後も若手の会員を中心に広報活動を積極的に行い、非常勤裁判官制度をより一層充実させたい。